3　法第五条の二十六第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

4　次の各号に掲げる規定は、法第五条の二十六第一項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき防衛特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る防衛特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一　租税特別措置法施行令第三条の二の二第四項の規定　租税特別措置法第六条第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二　租税特別措置法施行令第五条の二の二第二項の規定　租税特別措置法第九条の八第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

三　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

四　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき同法第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項又は第三十七条の十一の六第七項（同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付に係る部分を除く。）の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

五　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第四十項及び第四十一項の規定　租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

六　租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項及び第二項、第二十六条の十二第二項、第二十六条の十三第四項及び第五項並びに第二十六条の十四の規定　租税特別措置法第四十一条の十二第三項、第五項又は第六項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

七　租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項から第十一項までの規定　租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収及び納付をすべき所得税

八　租税特別措置法施行令第二十六条の三十二第一項の規定　租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

5　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定は、法第五条の二十六第七項の規定により、租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項（同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付に係る部分に限る。）の規定により還付をすべき所得税と併せて還付をすべき防衛特別所得税及び復興特別所得税について準用する。

6　第五条の規定は、法第五条の二十六第十項（法第五条の二十七第二項及び第五条の二十八第三項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定により納付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（年末調整）

第十三条　法第五条の二十八第一項の規定による充当又は納付が行われる場合における所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百十二条	特例）	特例）、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）又は第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）
第三百十三条第一項第一号	の規定により	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）若しくは第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により
	所得税の額	金額
第三百十五条	の規定	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定
	の額	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額
第三百十六条第一項第三号	の規定	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）並びに復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定
	の額	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百十六条第一項第五号	法第百九十条	特別措置法第五条の二十八第一項

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

第十四条　防衛特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については、国税通則法及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第九項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）」とする。

（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十五条　法第三章の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法施行令第九十七条第一項第一号	の規定	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十五第四項（申告による納付等）において準用する場合及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」という。）第十八条第四項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定
所得税法施行令第九十七条第一項第二号	の規定	（特別措置法第五条の十五第六項の規定により適用する場合を含む。）の規定